第４表

個　　別　　注　　記　　表

年　　月　　日から
年　　月　　日まで

事業者名

１　継続企業の前提に関する注記
２　重要な会計方針に係る事項に関する注記
３　会計方針の変更に関する注記
４　表示方法の変更に関する注記
４の２　会計上の見積りに関する注記
５　会計上の見積りの変更に関する注記
６　誤謬（ごびゅう）の訂正に関する注記
７　貸借対照表に関する注記
８　損益計算書に関する注記
９　株主資本等変動計算書に関する注記
10　税効果会計に関する注記
11　リースにより使用する固定資産に関する注記
12　金融商品に関する注記
13　賃貸等不動産に関する注記
14　持分法損益等に関する注記
15　関連当事者との取引に関する注記
16　一株当たり情報に関する注記
17　重要な後発事象に関する注記
18　連結配当規制適用会社に関する注記
18の２　収益認識に関する注記
18の３　国際最低課税額に対する法人税等に関する注記
19　その他の注記

（記載注意）

１　会計監査人設置会社（会社法第２条第１１号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の会社（公開会社（会社法第２条第５号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）の個別注記表には、１、４の２、５、７、８及び10から18までに掲げる項目、会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表には、１、４の２、５、14及び18に掲げる項目、会計監査人設置会社であつて、会社法第４４４条第３項に規定するもの以外の株式会社の個別注記表には、14に掲げる項目、持分会社（会社法第５７５条第１項に規定する会社をいう。以下同じ。）の個別注記表には、１、４の２、５及び７から18までに掲げる項目を表示することを要しない。

２　貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書の特定の科目に関連する注記については、その関連を明らかにすること。

３　継続企業の前提に関する注記は、事業年度の末日において、当該事業者が将来にわたつて事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）における次に掲げる事項とする。

(1)　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
(2)　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
(3)　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
(4)　当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（以下「貸借対照表等」という。）に反映しているか否かの別

４　重要な会計方針に係る事項に関する注記は、貸借対照表等の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、(4)に掲げる事項には、当該事業者の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点及び当該事業者が重要な会計方針に含まれると判断したものを含むものとする。なお、重要な会計方針（顧客との契約から生じる収益に関するものを除く。）については、代替的な会計基準が認められていない場

(1)　資産の評価基準及び評価方法
(2)　固定資産の減価償却の方法
(3)　引当金の計上基準
(4)　収益及び費用の計上基準
(5)　その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項